

平成30年第3回山田町議会臨時会会議録（第1日）						
招集告示日	平成30年 5月16日					
招集年月日	平成30年 5月21日					
招集場所	山田町役場5階議場					
開閉会日時及び宣言	開会	平成30年 5月21日午前10時00分			議長	昆 暉雄
	閉会	平成30年 5月21日午後 1時17分			議長	昆 暉雄
応（不応）招議員 及び出席議員並び に欠席議員  出席 13名 欠席 0名 欠員 1名 凡例 出席 ○ 欠席 △ （不応招）×	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	1	阿部 幸一	○	8	関 清貴	○
	2			9	阿部 吉衛	○
	3	佐藤 克典	○	10	坂本 正	○
	4	黒沢 一成	○	11	菊地 光明	○
	5	田老 賢也	○	12	山崎 泰昌	○
	6	木村 洋子	○	13	吉川 淑子	○
	7	尾形 英明	○	14	昆 暉雄	○
会議録署名議員	9番 阿部 吉衛		10番 坂本 正		11番 菊地 光明	
職務のため議場 に出席した者の 職氏名	事務局長	福士 雅子		書記	齋藤 絢介	
地方自治法第 121条により 説明のため出席 した者の職氏名  凡例 出席 ○ 欠席 △	職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
	町長	佐藤 信逸	○	長寿福祉課長	菊池 ひろみ	○
	副町長	甲斐谷 義昭	○	健康子ども課長	野口 伸	○
	副町長	吉田 雅之	○	建設課長	昆 健祐	○
	技監	香木 和義	○	建築住宅課長	芳賀 道行	○
	総務課長	佐々木 真悟	○	建築住宅課主幹	佐々木 政勝	○
	総務課主幹	倉本 收郎	○	上下水道課長	後藤 清悦	○
	財政課長	古館 隆	○	消防防災課長	中村 光宏	○
	復興企画課長	甲斐谷 芳一	○	教育長	佐々木 茂人	○
	会計管理者兼 税務課長	白土 靖行	○	教育次長	箱山 智美	○
	農林課長	川口 徹也	○	生涯学習課長	中屋 佳信	○
	水産商工課長	武藤 嘉宜	○			
	町民課長	川守田 正人	○			
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

平成30年第3回山田町議会臨時会議事日程

平成30年5月21日（月）午前10時開会

・開 会

- 日 程 第 1 会議録署名議員の指名
- 日 程 第 2 会期の決定
- 日 程 第 3 報告第 7 号 大浦地区漁業集落防災機能強化事業7・8号集落道整備工事の請負  
変更契約の専決処分の報告について
- 日 程 第 4 議案第34号 山田町漁港管理条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を  
求めることについて
- 日 程 第 5 議案第35号 山田町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の専決処分に関し  
承認を求めることについて
- 日 程 第 6 議案第36号 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に  
関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部  
を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて
- 日 程 第 7 議案第37号 山田町町税条例等の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求  
めることについて
- 日 程 第 8 議案第38号 山田町コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の専決処分  
に関し承認を求めることについて
- 日 程 第 9 議案第39号 織笠地区（細浦区域）多目的広場整備工事の請負契約の締結に関し  
議決を求めることについて
- 日 程 第10 議案第40号 平成29年度山田町一般会計補正予算（第8号）の専決処分に関し  
承認を求めることについて
- 日 程 第11 議案第41号 平成29年度山田町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第  
3号）の専決処分に関し承認を求めることについて
- 日 程 第12 議案第42号 平成29年度山田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の  
専決処分に関し承認を求めることについて
- 日 程 第13 議案第43号 平成29年度山田町介護保険特別会計（事業勘定）補正予算（第4  
号）の専決処分に関し承認を求めることについて

日 程 第 1 4 議案第 4 4 号 平成 2 9 年度山田町漁業集落排水処理事業特別会計補正予算（第 4 号）の専決処分に関し承認を求めることについて

日 程 第 1 5 議案第 4 5 号 平成 2 9 年度山田町公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）の専決処分に関し承認を求めることについて

平成30年5月21日

平成30年第3回山田町議会臨時会会議録

午前10時00分開会

(議事日程等別紙)

午前10時00分開会

○

○議長（昆 暉雄）

定刻になりましたので、平成30年第3回山田町議会臨時会を開会します。

ただいまの出席議員は13名であり、定足数に達していますので、会議は成立しました。

なお、やまだ議会だより及び広報やまだ編集のため、議場内での写真撮影、また報道機関の議場内でのビデオカメラ撮影を許可したことを申し添えます。

○

○事務局長（福土雅子）

会議に入る前に、岩手県町村議会議長会表彰並びに東部町村議会議長会表彰について、ご報告いたします。このたび、昆暉雄議長が議長在職10年以上のご功績により表彰を受けられました。議員の皆様にご報告いたしますとともに、ただいまから、吉川副議長により表彰状の伝達を行います。

(吉川副議長、議場中央に移動)

○事務局長（福土雅子）

それでは、昆議長、中央にお進みください。

○副議長（吉川淑子）

表彰状。山田町、昆暉雄殿。あなたは、多年議会議長として地方自治の振興発展に寄与され、その功績はまことに多大であります。よって、ここにこれを特別表彰します。平成30年2月20日、岩手県町村議会議長会会長、武田平八。おめでとうございます。

表彰状。山田町、昆暉雄殿。あなたは、町村議会議長として多年にわたり議会制度の向上、地域の振興発展及び住民福祉の向上に寄与、貢献された功績はまことに多大であります。よって、ここにこれを表彰いたします。平成30年5月15日、東部町村議会議長会会長、中村裕。

○事務局長（福土雅子）

以上で、表彰状の伝達を終わります。

○

○議長（昆 暉雄）

会議を進めます。

ここで4月に就任された吉田副町長より挨拶をしたい旨、申し出がありましたのでこれを許可しま

す。

吉田副町長、登壇の上、挨拶願います。副町長。

○副町長（吉田雅之）

おはようございます。3月23日の第2回臨時会において同意をいただきまして4月から副町長として着任しております吉田雅之でございます。佐藤町長を筆頭として役場職員一丸となって山田町の復興、発展に尽力していきたいと考えております。昆議長を初め議員の皆様方からご指導、ご鞭撻いただきますようお願い申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

次に、山田町議会先例25により、4月1日付の人事異動に伴う幹部職員の紹介を行います。

甲斐谷副町長、紹介願います。甲斐谷副町長。

○副町長（甲斐谷義昭）

おはようございます。ただいま議長からお話がありましたように、平成30年4月1日付で人事異動が行われ、幹部職員がかわっております。新しく就任された、あるいは内部異動になった職員について、ご紹介したいと思います。

まず、最初に山下技監の後任、香木和義技監でございます。

○技監（香木和義）

おはようございます。山下前技監の後任でまいりました香木といたします。よろしく申し上げます。

○副町長（甲斐谷義昭）

続きまして、消防防災課長、中村光宏でございます。

○消防防災課長（中村光宏）

中村です。よろしくお願いいたします。

○副町長（甲斐谷義昭）

次に、内部異動者をご紹介申し上げます。

建設課長、昆健祐でございます。

○建設課長（昆 健祐）

よろしく申し上げます。

○副町長（甲斐谷義昭）

続きまして、町民課長、川守田正人でございます。

○町民課長（川守田正人）

よろしくお願いいたします。

○副町長（甲斐谷義昭）

以上で、ご紹介を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○

○議長（昆 暉雄）

これより直ちに本日の会議を開きます。

○

○議長（昆 暉雄）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、山田町議会会議規則第114条により、9番阿部吉衛君、10番坂本正君、11番菊地光明君、以上3名を指名します。

○

○議長（昆 暉雄）

日程第2、会期の決定をお諮りします。

会期は本日1日限りにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定しました。

○

○議長（昆 暉雄）

日程第3、報告第7号 大浦地区漁業集落防災機能強化事業7・8号集落道整備工事の請負変更契約の専決処分の報告についてを議題とします。

報告を求めます。水産商工課長。

○水産商工課長（武藤嘉宜）

報告第7号 大浦地区漁業集落防災機能強化事業7・8号集落道整備工事の請負変更契約の専決処分の報告について、その概要についてご説明申し上げます。

本工事は、平成28年第4回山田町議会臨時会において、議案第91号として請負金額2億8,080万円で議決をいただき、株式会社カネナカが施工していた工事であります。

それでは変更の概要について説明いたしますので、資料2をごらんください。今回の変更は隣接地で実施の防火水槽設置工事において計画変更により防火水槽の設置高が高くなったことに伴い、本工事においてL型擁壁の設置が不要となったため、黄色で表示した擁壁工の施工を取りやめたものです。

次に請負変更契約についてですが、資料1をごらんください。変更前の請負金額2億8,080万円から消費税込金額81万1,080円を減じた金額2億7,998万8,920円で去る3月26日に請負変更契約を締結したものであり、3月27日に完成している工事であります。

以上、報告としますのでよろしく願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

ただいまの報告に対する質疑があれば、質疑を許します。7番。

○7番尾形英明議員

ちょっと確認ですが、防火水槽の設置工事はどこがやったのですか。それと同じ建設場所で時期的にどういう時期で防火水槽のほうは発注になったのですか。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（武藤嘉宜）

ただいまの件でございます。防火水槽の設置工事につきましては、同じ大浦の漁業集落でございます。別工事で発注してございます。発注につきましては、7・8号工事の発注のあとに防火水槽の設置工事を発注してございます。

○議長（昆 暉雄）

7番。

○7番尾形英明議員

今の返答だと、7・8号の中に防火水槽の工事も含まれているということですか。それだったら、こういう変更はおかしいのではないですか。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（武藤嘉宜）

もう一度ご説明いたします。防火水槽につきましては、今回ご報告させていただきました、7号、8号集落道工事とは別の工事として契約をしてございます。工事といたしましては、7号、8号集落道工事につきまして発注したあとに、防火水槽の設置工事のほうにつきまして改めて発注をしているものでございます。

○議長（昆 暉雄）

7番。

○7番尾形英明議員

私が言うのは、要するに関連性が最初からなかったのかということのさ。こういうのは、周りを見て、高さ的にここまで上げるのは最初からわかっていることです。最適な部分は。ただできなかったから擁壁の設計をやったのでしょうか。それが何で変更時点で高くするのを認めたかということ。最初からわかっていることなのに、一番いい形はこういう形が一番いいのだよと。道路の平らな部分に防火水槽の口があるということは吸管入れるのにも楽なわけだから、何でそういう関連性があるものを一括して設計やらなかったのかということを知っている。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（武藤嘉宜）

今、議員おっしゃられたとおりの発注ができれば一番よかったですけれども、防火水槽につきましては、防火水槽の設置工事で2基発注してございます。1つは集落道1号、別の道路に付随するもの。それからもう1つがこの7、8号に付随するものということで、2つの防火水槽を設置するという事で防火水槽を2つだけをまとめた工事としてございます。今、議員がおっしゃられたとおり、当初はこのAAラインの下の道路側のほうからアクセスするという事での設計でございましたが、議員がおっしゃられたとおり道路の形状からいきますと道路の上側のほうが確かに勾配が緩いということでございましたので、そこにつきましては、消防防災課と改めて協議をいたしまして上からアクセスをするというふうに変更に至ったということでございます。

○議長（昆 暉雄）

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑を終わります。

以上で報告第7号を終わります。

○

○議長（昆 暉雄）

日程第4、議案第34号 山田町漁港管理条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。水産商工課長。

○水産商工課長（武藤嘉宜）

議案第34号 山田町漁港管理条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて、その提案理由と改正内容についてご説明申し上げます。

今回の改正は、県の漁港占用料が改正され平成30年4月1日から施行されたことに伴い、町の漁港管理条例も同様に改正したもので、去る3月26日に専決処分したものです。

それでは、改正条例について新旧対照表によりご説明申し上げます。資料の新旧対照表をごらんください。アンダーラインを引いている箇所が改正部分であります。別表第2中、電柱類を設置する場合の額「380円」を「360円」に、地下埋設物を設置する場合、口径40センチメートル未満の額「82円」を「78円」に改めたものであります。

次に、条例本文をごらんください。附則において、この条例は平成30年4月1日から施行したものです。また経過措置として、改正前の条例の規定により占用許可を受けているものについて、この条例の施行日の前日に占用が終了したものとみなし、施行日以後の占用の期間については施行日から占用が開始したものとみなして算定するものです。

以上、提案理由と改正内容についてご説明申し上げました。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（昆 暉雄）

質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑なしと認めます。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これから議案第34号 山田町漁港管理条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、議案第34号は原案のとおり承認されました。

○

○議長（昆 暉雄）

日程第5、議案第35号 山田町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（昆 健祐）

議案第35号 山田町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて、その提案理由と改正内容についてご説明申し上げます。

今回の条例の一部改正は、道路法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、所要の改正を行ったものです。岩手県では、去る3月20日に道路占用料徴収条例の一部を改正する条例が可決され、平成30年4月1日から施行となりました。本町では、岩手県の占用料単価を準用していることから県の条例改正に伴い、所要の改正を行う必要があるため去る3月26日に専決処分したものであります。

それでは、資料の新旧対照表によりご説明いたします。別表第2条でございますが、アンダーラインを引いている箇所が今回改正した箇所です。1ページ目ですが、道路法第32条における占用料の改定を行ったもので、ほとんどの物件で引き下げられております。

次に、2ページをごらんください。道路法第32条と政令第7条における占用料の改定を行ったもので一部据え置きもありますが、ほとんどの物件で引き下げられております。

3ページをごらんください。政令第7条における占用料の改定を行ったものでほとんどの物件で引き下げられております。

4ページをごらんください。同様に政令第7条における占用料の改定を行ったものです。

次に、備考7は占用物件の占用面積や長さに係る端数計算の方法を精緻化し、0.01平方メートルもしくは0.01メートル未満の端数を切り捨てて計算することとしたものです。

条例本文に戻りまして、施行期日は平成30年4月1日としたものです。なお、経過措置として、この条例の施行の際、現に改正前の山田町道路占用料徴収条例の規定により占用の許可を受けているものに係る占用料の額については、当該許可に係る期間のうち、この条例の施行の日前の占用の期間については、施行日の前日において占用が終了したものとみなし、施行以後、占用の期間については施行日から占用が開始したものとみなして算定します。

以上、提案理由についてご説明いたしました。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（昆 暉雄）

質疑を許します。7番。

○7番尾形英明議員

共架柱のときの考え方なのですが、共架柱の中には電力の持ち分とNTTの持ち分と2つあるのですが、これを見ると電話の場合には320円、電柱の場合には360円となっているのは共架のとき電話のものの分についてはどういう扱いになるのですか。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（昆 健祐）

具体的に共架電線の単価についてのご質問ですけれども、県が改正した単価を準用しているわけですので、ございますけれども、その辺はちょっと詳細についてはわかり……

（何事かと呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

建設課長、座ってください。細目については調べて報告させますので、ご了解賜ります。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これから議案第35号 山田町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、議案第35号は原案のとおり承認されました。

○

○議長（昆 暉雄）

日程第6、議案第36号 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。水産商工課長。

○水産商工課長（武藤嘉宜）

議案第36号 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて、その提案理由と改正内容についてご説明申し上げます。

本条例は工場立地法（昭和34年法律第24号）の特例として工場用地における緑地及び環境施設の面積の割合を定めているものですが、法律の題名が地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に改められたことから、条例の題名及び関係条項について改正したもので、去る3月30日に専決処分したものです。

それでは、改正条例について新旧対照表によりご説明申し上げます。資料の新旧対照表をごらんください。アンダーラインを引いている箇所が改正部分であります。条例の題名について「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例」を「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例」に、第1条中「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成19年法律第40号）第10条第1項」を「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）第9条第1項」に改めたものであります。

次に、条例本文をごらんください。附則において、この条例は平成30年4月1日から施行したものです。

以上、提案理由と改正内容についてご説明申し上げました。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（昆 暉雄）

質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑なしと認めます。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これから議案第36号 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、議案第36号は原案のとおり承認されました。

○

○議長（昆 暉雄）

日程第7、議案第37号 山田町町税条例等の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。税務課長。

○税務課長（白土 靖行）

議案第37号 山田町町税条例等の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて、その提案理由をご説明申し上げます。

地方税法の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）、地方税法施行令の一部を改正する政令（平成30年政令第125号）、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第24号）が平成30年3月31日にそれぞれ公布され、いずれも原則として平成30年4月1日から施行されることに伴い、これらの法律等に適切に対処するための所要の改正を行ったもので、去る3月31日に専決処分したものです。施行日は原則として平成30年4月1日となっております。主な改正の内容は個人の町民税の非課税の範囲の見直し、法人町民税の申告方法の見直し、たばこ税の課税標準と税率の見直し、

国民健康保険税の算定基準の引き上げ、固定資産税等課税標準の特例の見直しなどでありますが、新旧対照表での説明は省略し、主な改正部分についての説明とさせていただきます。

それでは、新旧対照表の次にあります議案第 37 号説明資料、山田町町税条例等の一部を改正する条例の概要をごらんください。改正される条項の順に主なものについてご説明いたします。初めに、第 1 条による改正、資料 1 関係です。第 27 条の個人の町民税の非課税の範囲につきましては、子育てや介護に配慮する観点から障害者、未成年者、寡婦（夫）に対する非課税措置の所得要件引き上げに伴う改正であります。これと合わせて各種控除の定義変更に伴う規定の改正により、給与所得控除及び公的年金控除の控除額を一律 10 万円引き下げ、基礎控除の控除額を一律 10 万円引き上げるものです。

次に、第 34 条の 2、所得控除、第 34 条の 6、調整控除では、基礎控除額、調整控除額に所得要件を創設するものです。これにより控除額は合計所得金額が 2,400 万円を超える場合、控除額の逡減を開始し、2,500 万円を超えて消失するものです。

次に、第 36 条の 2、町民税の申告については、所得が公的年金のみの者が配偶者控除を受ける場合の申告書の提出が不要となることを規定したものです。

次に、第 48 条、法人の町民税の申告納付では、租税特別措置法の適用を受ける場合の法人税割額から控除することについての規定と、法人住民税等の電子申告に係る環境整備及び資本金 1 億円以上の内国法人の電子申告による提出義務を規定するものです。

次に、第 52 条、法人町民税に係る納期限の延長の場合の延滞金については、減額更正後の更に増額更正があった場合の延滞金の算定期間について規定したものです。

次に、第 88 条、製造たばこの区分、第 89 条の 2、製造たばこことみなす場合、第 90 条、たばこ税の課税標準につきましては、加熱式たばこの課税区分を新設するとともに、その製品特性を踏まえた課税方式に見直すものです。なお、加熱式たばこについては平成 30 年 10 月 1 日から 5 年間かけて段階的な引き上げとなるもので、4 ページの第 2 条による改正から 5 ページの第 6 条による改正でこれを規定するものです。

2 ページに戻ります。第 90 条の 2、たばこ税の税率につきましては、たばこ税の税率を平成 30 年 10 月 1 日より 1,000 本当たり 5,262 円から 5,692 円に引き上げるものです。なお、たばこ税の税率についても段階的な引き上げとなります。4 ページをごらんください。第 3 条による改正により、平成 32 年 10 月 1 日より 1,000 本当たり 5,692 円から 6,122 円に引き上げ、5 ページ、第 4 条による改正で平成 33 年 10 月 1 日より 1,000 本当たり 6,122 円から 6,552 円に引き上げるものです。

2 ページに戻ります。第 136 条、国民健康保険税の課税額につきましては、国民健康保険税の課税限度額について、基礎課税額に係る限度額を 54 万円から 58 万円に引き上げることに伴う規定を整備するものです。

次に、第 147 条、国民健康保険税の減額につきましては、国民健康保険税の減額基準について、5 割減額となる所得算定において被保険者の数に乗すべき金額を 27 万円から 27 万 5,000 円に、2 割減

額の対象となる所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を 49 万円から 50 万円に、それぞれ引き上げることに伴う規定を整備するものです。

3 ページになります。附則第 10 条の 2、法附則第 15 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合につきましては、固定資産税の課税標準の特例に対する改正で、同条における課税標準額に対する割合の改正と電気事業等による太陽光、風力に加え、水力、地熱、バイオマス等の特定再生発電設備を追加するとともに、生産性向上特別措置法の制定に伴う規定をするものであります。ただし、附則第 10 条の 2、第 26 項の施行日については、生産性向上特別措置法の施行の日となります。

次に、附則第 11 条、固定資産税の特例につきましては、平成 30 年度の評価がえに当たり、宅地及び農地の負担調整措置について、平成 32 年度までの間、現行の負担調整措置の仕組みの継続について規定するものです。

4 ページになります。附則第 6 条、附則第 9 条、附則第 11 条、手持品課税に係る町たばこ税はそれぞれの期間における税額変更に伴う手持ち品たばこの税率及び納税等について規定するものです。

以上、提案理由と改正内容についてご説明いたしました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑なしと認めます。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これから議案第 37 号 山田町町税条例等の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、議案第 37 号は原案のとおり承認されました。

○

○議長（昆 暉雄）

日程第 8、議案第 38 号 山田町コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（中屋佳信）

議案第38号 山田町コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて、その提案理由と改正内容をご説明申し上げます。

今回の条例の一部改正は、白山コミュニティセンターの完成及び供用開始に伴い関係条項に所要の改正をしたものであります。

それでは、資料の新旧対照表をごらん願います。アンダーラインを引いている部分が改正した箇所であります。第2条の表中、山田町立白山コミュニティセンターの位置を山田町豊間根第20地割23番地4から山田町豊間根第20地割37番地15に改めたものです。

条例本文に戻りまして、附則においてこの条例は公布の日から施行したものです。

以上、提案理由の説明といたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑なしと認めます。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これから議案第38号 山田町コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、議案第38号は原案のとおり承認されました。

○

○議長（昆 暉雄）

日程第9、議案第39号 織笠地区（細浦区域）多目的広場整備工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（昆 健祐）

議案第 39 号 織笠地区（細浦区域）多目的広場整備工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて、その提案理由と工事の概要についてご説明申し上げます。

本工事は、織笠地区及び山田地区の高台住宅団地を含む当該地域のコミュニティ活動、スポーツ、レクリエーションなど多目的に利用できる広場を整備するものです。

それでは、工事概要について説明いたしますので、資料 2 をごらんください。赤線で囲んでいる部分が多目的広場整備工事を行う区域で整備面積は 1.36 ヘクタールとなります。広場、遊具、駐車場及びトイレなどを整備するもので、側溝工 422 メートル、植生工 2,670 平方メートル、アスファルト舗装工 1,867 平方メートル、広場整地工 6,040 平方メートルなどを施工するものです。

次に、請負契約についてですが、資料 1 をごらんください。本工事は条件付き一般競争入札により行うこととし、山田町営建設工事発注基準に基づき平成 30 年 4 月 3 日に町ホームページ等に掲載し入札公告を行ったものであります。その結果、奥井建設株式会社東北支社、株式会社菊地建設、株式会社佐々木組、有限会社港建設、4 社の応札があり 4 月 24 日に開札を行い、落札候補者に有限会社港建設を指名しました。その後、資格の確認を行い 4 月 25 日に落札者に決定し、5 月 2 日に仮契約を締結したところです。契約金額は、消費税額及び地方消費税額 576 万円を加えた金額 7,776 万円で、工期は平成 30 年 5 月 23 日から平成 31 年 1 月 31 日までとしております。

以上、提案理由と工事の概要についてご説明申し上げます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

質疑を許します。1 番。

○1 番阿部幸一議員

トイレについて詳しく説明してください。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（昆 健祐）

それでは、トイレ、図面の中央に黒い 3 つの丸い四角い箱がございます。その隣に赤い四角いところがあるのですが、これがトイレの場所になります。トイレは、大きさなのですけれども 1 間半かける 1 間半のスペースとなります。男女兼用となります。

以上でございます。

○議長（昆 暉雄）

1 番。

○1 番阿部幸一議員

何で男性と女性を分けなかったか、ちょっと説明してください。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（昆 健祐）

男女なぜ分けなかったのかというご質問でございますけれども、男女兼用の部分で、利用人数等の関係もあると思いますけれども、男女兼用でも足りるだろうということで、このように設計をしています。

○議長（昆 暉雄）

1 番。

○1 番阿部幸一議員

今から直すことはできないわけだね。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（昆 健祐）

まず工程的に7月には山田中学校の給食センターのスケジュールとの兼ね合いがございまして、7月末には何とかこの広場の部分をお使いいただくという流れで工程を進める予定でございますので、よろしく願いいたしたいと思います。

○議長（昆 暉雄）

ほかにありませんか。11 番。

○11 番菊地光明議員

2つほど。まず今言われたように7月に中学校が使うというので、この工程で本当に間に合うかどうか1つ。それと今のトイレの問題ですけれども、中学生の一番多感な時期に本当に男女別々ではなくていいのですか。それらについてはちょっと考えないと大問題だと思いますが、その辺をお願いします。

○議長（昆 暉雄）

暫時休憩をいたします。

午前10時48分休憩

午前10時59分再開

○議長（昆 暉雄）

会議を再開いたします。

答弁を求めます。建設課長。

○建設課長（昆 健祐）

それでは工事のスケジュールについてお答えいたします。スケジュールについては間に合うように努力したいと思います。それから2点目のトイレの件でございます。これについては検討させていただきたいと思います。

○議長（昆 暉雄）

11 番。

○11 番菊地光明議員

最初のは努力することなので、間に合うように頑張ってください。2つ目の検討するというのは、検討はいいのです。検討するというのは前向きの検討なのか、検討した結果そのままなのかということなので、ここで検討するというのは別々につくると、そういう理解をして、そのような検討ということによろしいのでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（昆 健祐）

前向きに検討させていただきたいと思います。

（「いいです」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

4 番。

○4 番黒沢一成議員

今、トイレについて前向きに検討ということでもいいのですけれども、この駐車スペースとか全体的な広さとか考えて大勢の方に利用していただきたいというものであると思うので、その点も含めて男女別々のトイレをつくっていただきたいと希望します。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

6 番。

○6 番木村洋子議員

安全、安心の面で伺いたいのですが、線路が隣接しているのですけれども、例えばクラブ活動とかそういう球技をやった場合、ボールとかが乗り上げたり、ころころいたりして、そういう危険性というのはないかどうか。そういう安全の面での配慮がされているかどうかということと、どうしても学校から目の届く範囲ではなくなっているのではないかなと思うのですが、そういう親心といましようか、先生方が目が届く範囲ではないけれども安全の部分で配慮されているかどうかそこら辺を伺います。

○議長（昆 暉雄）

教育次長。

○教育次長（箱山智美）

安全面の配慮ということですが、まず電車に向かってボールが飛ぶこと等はないように、これはもちろん考える部分です。あと子供たちの活動については、基本的には教員がそこにつくことというの

を原則にして行いますので、活動している間の安全管理については十分な対応を考えたいと思っております。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

5 番。

○5 番田老賢也議員

先ほどトイレの件ありましたけれども、トイレ、男女別ということでそれに関してはいいのですが、障害者の対応とかというのはどういうふうになっているのでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（昆 健祐）

今のこの便所の設計上は障害者も使える便所というふうになってございます。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

5 番。

○5 番田老賢也議員

建設の目的のところで給食センター等の話が出てきていますけれども、当然その後の利用とかも考えていかなければならない施設だと思います。先ほど4番議員からお話もありましたけれども、これだけ大きくて駐車場も40台ほど整備するとなっていて、障害者用の駐車スペースとかも設けているようなものになりますので、みんなが使いやすいような施設にするようにしていただければと思います。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

要望にさせていただきます。

8 番。

○8 番関 清貴議員

このような多目的広場ができるわけですが、これで野球とかサッカーやった場合にボール等が飛んでいくような設備があるのかということが1点と、この多目的広場の利用方法として町民グラウンド等のような管理をしていくのか、それともまだそこまでは考えていないのか、こうやって発注してつくる段階ですからある程度詰めていると思いますが、その後の管理状況について教えていただきたいと思っております。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（昆 健祐）

1点目の件でございますけれども、ちょっと図面には表示がございませんが、JR寄りのほうにフェンスをつける予定でございます。それから管理の面については、ちょっとこの施設のこれからの管理のことについてはまだ決まっております。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

8番。

○8番関 清貴議員

管理等まだ決まっていないというのはわかりましたが、それこそ気軽に行ってみんなが自由に家族でそろって、野球なりサッカーが自由にできるような施設であることを期待しておるわけですが、それにおいても、バックネットとかゴール等は備品として後で設置する予定なのかどうか、その辺、もしわかっているのであれば教えていただきたいと思います。

○議長（昆 暉雄）

復興企画課長。

○復興企画課長（甲斐谷芳一）

政策と復興事業の関係で私のほうから回答させていただきますが、基本的な考え方はコミュニティでございます。つまり、織笠に新しい団地ができた。山田の第1団地ができた。既存の住宅もでございます。まずこの方々を中心に普段の使い方をしていただきたいと、例えば散歩とか軽体操とか、そういうのを大きな目的としているところでございます。新たな地域のコミュニティ形成を支援するというのが大きな目的でございます。その次に、今議員おっしゃるとおりスポーツ、どの程度使えるかということで今後の検討となりますが、基本的には新たなコミュニティの形成を支援するためにも、この多目的広場をつくるということで復興庁のほうと協議をしているところでございますので、ご理解をいただければと思います。

（「わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これから議案第 39 号 織笠地区(細浦区域)多目的広場整備工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

異議なしと認めます。

よって、議案第 39 号は原案のとおり可決されました。

○

○議長(昆 暉雄)

ここで、7 番議員の質問に対する答弁を求めます。建設課長。

○建設課長(昆 健祐)

先ほどの 7 番議員の共架電線の線と線の割合の考え方と……

(「電線ではない、柱だ」と呼ぶ者あり)

○建設課長(昆 健祐)

柱の部分の考え方ということでございましたけれども、占用料の設定上は分けて設定すると、そういう考え方ではないというふうに認識をしております。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長(昆 暉雄)

7 番議員。細目については建設課の担当のほうに行って説明を受け、わからなければ後で質問をお願いします。

進行いたします。

○

○議長(昆 暉雄)

日程第 10、議案第 40 号 平成 29 年度山田町一般会計補正予算(第 8 号)の専決処分に関し承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。財政課長。

○財政課長(古舘 隆)

議案第 40 号 平成 29 年度山田町一般会計補正予算(第 8 号)の専決処分に関し承認を求めることについて、ご説明いたします。

今回の補正予算は、平成 29 年度の予算額の最終的な調整を目的として編成したもので、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、平成 30 年 3 月 27 日に専決処分したものであり、同条第 3 項の規定により、議会の承認を求めるものでございます。

歳入歳出予算の補正では、歳入歳出予算の総額からそれぞれ 49 億 9,023 万 1,000 円を減額し、歳入

歳出予算の総額をそれぞれ 315 億 3,839 万 4,000 円としたものであります。

歳入歳出予算の説明の前に、9 ページをお開きください。第 2 表、繰越明許費補正について説明いたします。記載のとおり、平成 29 年度中の事業完了が困難と見込まれる 13 事業、合計で 1 億 3,413 万 7,000 円を翌年度に繰り越しして実施するために追加し、11 ページをごらんください。変更として、先に議決をいただいた繰越明許費の事業のうち、記載した 4 事業について、繰り越しして実施する金額を再精査し、合計で 8,703 万 4,000 円増額するものであります。

なお、13 ページの第 3 表、地方債補正及び職員の人件費に係る部分については説明を省略させていただきます。

それでは、事項別明細書により目の増減額が 500 万以上の主なものについて説明いたします。

初めに歳入であります。18 ページをお開きください。2 款地方譲与税、2 項 1 目自動車重量譲与税 508 万 1,000 円の増額は、1 節自動車重量譲与税の増によるものであります。

次のページをごらんください。7 款 1 項 1 目自動車取得税交付金 511 万円 5,000 円の増額は、1 節自動車取得税交付金の増によるものであります。

21 ページをお開きください。10 款 1 項 1 目地方交付税 6 億 9,212 万 8,000 円の減額は、1 節地方交付税の減によるものであります。内訳は特別交付税が 6,791 万円の増額、震災復興特別交付税が 7 億 6,003 万 8,000 円の減額で、これにより平成 29 年度の交付額の総額は、普通交付税 29 億 3,495 万 8,000 円、特別交付税 1 億 2,791 万円、震災復興特別交付税 34 億 1,817 万 9,000 円となるものであります。

次に、22 ページをお開きください。13 款使用料及び手数料、1 項使用料、5 目土木使用料 533 万 2,000 円の増額は、3 節の公営住宅使用料の増などによるものであります。

次のページをごらんください。14 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目民生費国庫負担金 679 万 5,000 円の減額は、6 節の児童手当国庫負担金の減などによるものであります。

3 目農林水産業費国庫負担金 8 億 2,280 万 2,000 円の減額は、1 節の海岸保全施設災害復旧事業国庫負担金の減などの増減によるものであります。

4 目土木費国庫負担金 2,248 万 7,000 円の増額は、1 節の公共施設管理者国庫負担金の増などの増減によるものであります。

次のページをお開きください。2 項国庫補助金、2 目民生費国庫補助金 1,222 万 9,000 円の減額は、3 節の被災者支援総合交付金の減などの増減によるものであります。

5 目土木費国庫補助金 1,317 万 8,000 円の減額は、1 節の社会資本整備総合交付金（土地区画整理）の減などによるものであります。

次のページをごらんください。15 款県支出金、1 項県負担金、2 目民生費負担金 801 万 2,000 円の減額は、8 節の災害弔慰金負担金の減などによるものであります。

26 ページをお開きください。4 目土木費負担金 6,292 万 9,000 円の増額は、2 節の公共施設管理者負担金の増などの増減によるものであります。

2 項県補助金、2 目民生費補助金 4,233 万 6,000 円の減額は、次のページをごらんください。5 節の被災者住宅再建支援事業費補助金の減などの増減によるものであります。

4 目農林水産業費補助金 778 万 5,000 円の減額は、1 節の担い手確保・経営強化支援事業補助金の減などの増減によるものであります。

6 目土木費補助金 4,390 万 7,000 円の減額は、3 節の生活再建住宅支援事業補助金の減などによるものであります。

7 目教育費補助金 909 万 3,000 円の増額は、1 節の学びを通じた被災地コミュニティ支援事業補助金の増などの増減によるものであります。

28 ページをお開きください。3 項委託金、2 目民生費委託金 830 万 5,000 円の減額は、2 節の災害救助等委託金の減などによるものであります。

次に、30 ページをお開きください。16 款財産収入、2 項財産売払収入、1 目不動産売払収入 2 億 7,409 万 8,000 円の増額は、1 節の土地売払収入の増などの増減によるものであります。

17 款 1 項寄附金、2 目総務費寄附金 2,420 万 2,000 円の減額は、1 節ふるさと応援寄附金の減によるものであります。

18 款繰入金、1 項基金繰入金、1 目財政調整基金繰入金 2 億 7,246 万 7,000 円の増額は、1 節財政調整基金繰入金の増によるものであります。これは復興交付金事業の事業費などの精査により一時積み立てていた高台用地売払代金や公共施設管理者負担金を基金から取り崩し、事業費に充当するなどの財源調整を図ったものであります。これにより歳出の積み立て分を加えた平成 29 年度末の現在高は 51 億 1,900 万円程度となる見込みです。

次のページをごらんください。5 目復興交付金管理運営基金繰入金 33 億 9,232 万円の減額は、1 節復興交付金管理運営基金繰入金の減によるものであります。これは本年度の復興交付金事業の確定に伴うものであり、これにより歳出の積み立て分を加えた年度末の現在高は 298 億 3,000 万円程度となる見込みです。

6 目復興まちづくり基金繰入金 2 億 3,836 万 9,000 円の減額は、1 節復興まちづくり基金繰入金の減によるものであります。これにより歳出の積み立て分を加えた本年度末の現在高は 28 億 4,300 万円程度となる見込みです。

7 目産業振興基金繰入金 511 万 2,000 円の減額は、1 節産業振興基金繰入金の減によるものであります。これにより平成 29 年度末の現在高は 1 億 6,000 万円程度となる見込みです。

9 目ふるさと応援基金繰入金 1,639 万 8,000 円の減額は、1 節ふるさと応援基金繰入金の減によるものであります。これにより歳出の積み立て減額分を含めた年度末の現在高は 9,100 万円程度となる見込みです。

32 ページをお開きください。20 款諸収入、3 項貸付金元利収入、3 目災害援護資金貸付金元利収入 1,570 万 9,000 円の増額は、1 節災害援護資金貸付金元利収入の増によるものであります。

4 項 1 目雑入 1,060 万 3,000 円の減額は、次のページをごらんください。4 節の光ファイバ支障移転補償金の減などの増減によるものであります。

21 款町債については、説明を省略させていただきます。

次に、歳出であります。35 ページをお開きください。2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費 709 万 9,000 円の減額は、13 節復興人材プラットフォーム事業委託料の減などによるものであります。

36 ページをお開きください。14 目情報化推進費 1,371 万円の減額は、15 節の光ファイバ支障移転工事費の減などの増減によるものであります。

19 目財政調整基金費 3 億 1,191 万 6,000 円の増額は、25 節財政調整基金積立金の増によるものであります。

20 目減債基金費 2 億 3,277 万 9,000 円の増額は、25 節減債基金積立金の増によるものであります。これにより平成 29 年度末の現在高は 6 億 1,100 万円程度となる見込みです。

21 目その他基金費 1 億 606 万 4,000 円の増額は、次のページをごらんください。25 節の福祉基金積立金の増などの増減によるものであります。これにより年度末の各基金の現在高は公共施設等整備基金では 5 億 5,700 万円程度、福祉基金では 1 億 3,200 万円程度となる見込みです。

次のページをお開きください。2 項徴税費、2 目賦課徴収費 759 万 7,000 円の減額は、23 節の町税予定納税等還付金の減などの増減によるものであります。

次に、40 ページをお開きください。3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費 4,278 万 6,000 円の減額は、次のページをごらんください。21 節の災害援護資金貸付金の減などの増減によるものであります。

2 目障害者福祉費 695 万 5,000 円の減額は、20 節の重度心身障害者医療費給付費の減などによるものであります。

3 目老人福祉費 3,600 万 9,000 円の減額は、次のページをお開きください。28 節の介護保険特別会計繰出金の減などによるものであります。

次のページをごらんください。2 項児童福祉費、2 目児童費 631 万円の減額は、20 節児童手当の減によるものであります。

5 目子育て支援事業費 704 万 8,000 円の減額は、19 節の病児保育事業（病児対応型）補助金の減などによるものであります。

44 ページをお開きください。4 項 1 目災害救助費 739 万 1,000 円の減額は、15 節の仮設住宅災害復旧工事費の減などによるものであります。

次のページをごらんください。4 款衛生費、1 項保健衛生費、1 目保健衛生費総務費 4,181 万 1,000 円の減額は、28 節水道事業会計繰出金の減などによるものであります。

次のページをお開きください。5 目健康増進費 719 万 8,000 円の減額は、13 節の胃がん検診委託料

の減などによるものであります。

6目環境衛生費4,899万8,000円の減額は、次のページをごらんください。15節の新斎場建築工事費の減などによるものであります。

2項清掃費、2目塵芥し尿処理費1,771万7,000円の減額は、19節宮古地区広域行政組合（衛生関係）負担金の減などによるものであります。

次のページをお開きください。6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費928万円の減額は、19節の担い手確保・経営強化支援事業補助金の減などによるものであります。

次のページをごらんください。3項水産業費、2目水産振興費2,542万1,000円の減額は、19節の水産業共同利用施設復興整備事業（設備等）補助金の減などによるものであります。

6目漁業集落防災機能強化費8,869万1,000円の減額は、次のページをお開きください。23節の漁業集落防災機能強化事業補助金返還金の減などによるものであります。

次のページをごらんください。7款1項商工費、2目商工業振興費3,115万9,000円の減額は、8節のふるさと納税返礼用特産品代の減などによるものであります。

52ページをお開きください。6目旅行村管理費569万2,000円の減額は、13節の海洋性体験型観光拠点施設建設工事設計委託料の減などによるものであります。

次のページをごらんください。8款土木費、2項道路橋りょう費、3目道路新設改良費1,385万3,000円の減額は、15節の織笠地区低地部道路整備工事費の減などによるものであります。

4目道路事業費7,468万4,000円の減額は、15節の田の浜地区道路事業道路築造等工事費の減などによるものであります。

次のページをお開きください。4項都市計画費、2目土地区画整理費17億8,056万6,000円の減額は、次のページをごらんください。13節の山田地区都市再生区画整理事業施行管理委託料など復興交付金事業の事業費の精査による増減などによるものであります。

次のページをお開きください。3目都市公園費2,202万3,000円の減額は、15節の田の浜地区津波防災緑地整備事業防災緑地整備工事費の減などによるものであります。

4目防災集団移転費20億5,587万7,000円の減額は、13節の山田地区防災集団移転促進事業施行管理委託料など各地区復興交付金事業の事業費の精査による減などによるものであります。

次のページをごらんください。5目津波復興拠点整備費1,113万2,000円の減額は、13節の観光物産交流センター詳細設計委託料の減などによるものであります。

58ページをお開きください。5項下水道費、1目下水道総務費2,517万8,000円の減額は、19節の低炭素社会対応型浄化槽集中導入事業補助金の減などによるものであります。

6項住宅費、2目住宅支援費2億6,391万9,000円の減額は、次のページをごらんください。19節の被災者住宅再建支援事業補助金の減などによるものであります。

9款1項消防費、1目常勤消防費、1,132万円の減額は、19節宮古地区広域行政組合（消防関係）

負担金の減によるものであります。

次に、63 ページをお開きください。10 款教育費、5 項社会教育費、2 目文化費 979 万 7,000 円の減額は、7 節の臨時職員賃金の減などによるものであります。

65 ページをお開きください。11 款災害復旧費、1 項農林水産業施設災害復旧費、5 目水産業施設災害復旧費 8 億 8,125 万 4,000 円の減額は、15 節の海岸保全施設災害復旧工事費の減などの増減によるものであります。

2 項土木施設災害復旧費、2 目単独土木施設災害復旧費 545 万 4,000 円の減額は、15 節災害復旧工事費の減などによるものであります。

66 ページをお開きください。3 項その他公共施設・公用施設災害復旧費、1 目消防防災施設等災害復旧費 1,420 万 4,000 円の減額は、15 節の屯所災害復旧工事費の減などによるものであります。

最終行をごらんください。以上のとおり、歳入歳出予算の総額からそれぞれ 49 億 9,023 万 1,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 315 億 3,839 万 4,000 円としたものであります。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

歳入全款の質疑を許します。12 番。

○12 番山崎泰昌議員

1 点だけ聞きます。27 ページ、7 目の教育費補助金。一番下のところの 1,000 万の支援事業補助金がありましたけれども、これ歳出のほうの 37 ページのほうと関連があるのかどうか。あるのだったらば、基金に積み立てた目的、それを聞きたいです。

○議長（昆 暉雄）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（中屋佳信）

27 ページ、教育費補助金、一番下の学びを通じた被災地コミュニティ支援事業補助金の関係でございますけれども、ページが 24 ページ、14 款国庫支出金、民生費国庫補助金の 3 節被災者支援総合交付金ということで、当初、国庫支出金のほうに計上したわけですけれども、これが国の事業でありますけれども、県が受けて県の補助金として、この学びを通じた被災地の地域コミュニティ再生事業になるということで科目更正をしたという形になります。

以上です。

（「歳出のほうとは全然関係ないの」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

財政課長。

○財政課長（古舘 隆）

先ほど生涯学習課長がお話したとおり、歳入の予算がえとございますか、形になりますので、歳出の

ほうは今回は該当いたしません。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

12 番。

○12 番山崎泰昌議員

この時期に科目がえでこういうふうに計上されているわけですが、ではここに計上して、これがどういうふうに使われるのかをお聞きします。

○議長（昆 暉雄）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（中屋佳信）

すでに事業のほうは終わったわけですが、この学びを通じた被災地の地域コミュニティ再生支援事業というのについては、家庭教育学級、あとはさまざま、あと一番大きいのは山田の魅力発見リーフレット作成事業ということで、そういった生涯学習にかかわる事業を実施したということでございます。

（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

ほかにありませんか。7 番。

○7 番尾形英明議員

27 ページです。担い手確保・経営強化支援事業補助金、これですね、当初の予算計上したときの内容と何で減額しなければならなくなったのかの理由をお願いします。

○議長（昆 暉雄）

農林課長。

○農林課長（川口徹也）

この事業の減額理由についてお答えいたします。7 号補正でお認めいただいて増額計上しておったところですが、この事業は農業経営の取り組み状況によりポイントが加算されて、累計ポイントの高い順から県のほうで採択していくという事業でございました。それで今回、山田町から応募した事業については累計ポイントで上位にいかなくて採択されなかったため歳入、歳出、7 号で盛っていたのですが、8 号で落とさせていただくというような形になったものでございます。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

次に歳出全款の質疑を許します。12番。

○12番山崎泰昌議員

歳出全款ということで、ちょっとお聞きしたいのですけれども、3月の定例会で田の浜地区の工事は4月中に終わるという話でした。現状、まだやっているわけですが、これが最終的な調整だという予算書ですけれども、今の工事の取り扱い方というのは30年のほうに持っていつているのかな。その辺をちょっと教えてください。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（昆 健祐）

それでは田の浜の緑地公園の件でございますけれども、工事の延長願が請負業者さんのほうから出ておまして、一応工期が5月の31日までということで延長してございます。私、昨日もちょっと現場を見たのですけれども現場では昨日も急ピッチで作業が行われているということで、工期目指して動いているという状況でございます。

○議長（昆 暉雄）

12番。

○12番山崎泰昌議員

ちょっと答弁が違うのだけれども、ここでこれがもう29年度の最終ですよということですよ。今、工事が終わっていない現状を見て、しかもまた延長が出てきたと。当然、予算は私はかかると思う。でもそこはもう一切かからないというふうな考え方でいいのか。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（昆 健祐）

田の浜緑地公園は繰越明許の扱いとなっております。それからこの事業、債務負担を組んでおりまして、30年度の分の債務負担ということにもなっております。

（「いいよそれで」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

ほかにありませんか。8番。

○8番関 清貴議員

私は36ページの住民協働推進費、コミュニティ支援員報酬、174万6,000円が減額になっていますが、これは支援員が見つからなくて事業をやめたのか。というのは、今、コミュニティというのは結構盛んに町を上げてやらない事業だと思うのですが、その辺どのような状況で落としたのか。あと52ページ、商工費の負担金、補助及び交付金ですが、かき小屋運営補助金、220万が減額になっていますが、この220万の落とした内容、そしてかき小屋の運営状況について、もしわかるのであれば教えて

いただきたいと思います。29年度の運営状況でございます。

以上、2点よろしく願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

復興企画課長。

○復興企画課長（甲斐谷芳一）

36 ページのコミュニティ推進支援員でございますが、私どもの希望とすれば2名の採用を予定しておったところでございますが、なかなか人がいなくて1名の採用となったものであります。その関係で人件費の減ということでございます。平成30年度からは2名を配置しておりますので、議員おっしゃるとおりコミュニティを進めていきたいと考えているところでございます。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（武藤嘉宜）

私からは2つ目のほうになります。まず、かき小屋の補助金の中身ということでございますが、今かき小屋の運営をしている中で環境整備に係る分について実は支援を考えてございました。その部分につきましては、協議を進めてまいりましたが29年度に進めるものがなかったということで全額落とさせていただいてございます。かき小屋の収支状況でございますが、29年につきましては、現在取りまとめをしている最中で確認中でございます。なお、28年につきましては収支につきましては黒でございました。

以上でございます。

○議長（昆 暉雄）

8番。

○8番 関 清貴議員

そうすれば、まず1点目については分かりました。あと2点目のかき小屋の運営補助金が当初予定した施設整備のをやらなくなったということのようですが、そうすれば当初から必要ない施設と考えられるかと思うのですけれども、必要だったけれど、29年度はできなかったということで解釈しているのですか。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（武藤嘉宜）

あそこにありますかき小屋自体が不要とかということではございません。今現在あるかき小屋のそのものの環境整備、プラスで何かできるものはないかなということで、その補助について考えてございました。協議はしたのですけれども、例えばこの頃は遠くから来るお客様等もございますので、例えばですけれども、電子マネーでの決済ができないとか、そういったことについてちょっと協議し

たのですけれども、29年度についてはちょっと進められなかったという事情でございます。

○議長（昆 暉雄）

8番。

○8番関 清貴議員

わかりました。補助金合理化委員会等に諮って補助金は決定しているかと思うのですが、そのときもとりあえず原課とすれば、かなり詳しい説明はしたと思うのですが、それでも事業のほうに移行できなかつたということによろしいわけですね。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（武藤嘉宜）

今何べんも申したとおり、何かしら環境整備をしたいと考えて予算は要求してつけていただいたわけですが、ちょっといろいろと相談は進めましたが、中身はなかなか詰められなかつたという部分についてはちょっと反省はしてございます。改めてもし、そういった整備の要望等あれば、考えていきたいなと考えてございます。

○議長（昆 暉雄）

7番。

○7番尾形英明議員

今のちょっとページを開いて気がついたものですから、63ページの文化費についてなのですが、賃金とかいろんなものが減額になっているのですが、何か調べようと思っていたものがやらなかつたのかどうなのかその辺を確認いたします。

○議長（昆 暉雄）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（中屋佳信）

これについては、発掘作業との関係で室内整理あるいは発掘作業員等の賃金が当初計画よりも順調にいったという言い方もあれですけれども、そこの部分が精算して減になつたということでございます。

○議長（昆 暉雄）

7番。

○7番尾形英明議員

事業をやめたわけではなく、やった結果が要するに安くできたということによろしいですね。

○議長（昆 暉雄）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（中屋佳信）

そういうことになります。精査の結果、そうなったということでございます。

(「了解」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

質疑を終わります。

討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

討論なしと認めます。

これから議案第40号 平成29年度山田町一般会計補正予算(第8号)の専決処分に関し承認を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

異議なしと認めます。

よって、議案第40号は原案のとおり承認されました。

○

○議長(昆 暉雄)

日程第11、議案第41号 平成29年度山田町国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第3号)の専決処分に関し承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。町民課長。

○町民課長(川守田正人)

議案第41号 平成29年度山田町国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第3号)の専決処分に関し承認を求めることについて、ご説明いたします。

今回の補正は、平成29年度予算の最終的な調整を目的としたもので、歳入歳出予算の総額からそれぞれ2億2,933万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ28億9,143万円とするもので、地方自治法第179条第1項の規定により、平成30年3月27日に専決処分したものであります。

それでは、事項別明細書により主なものについてご説明いたします。5ページをごらんください。歳入であります。1款1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税682万円2,000円の減額は、1節医療給付費分現年課税分の減などによるもので、3月末及び出納閉鎖までの収納額を見積もったものであります。

6ページをごらんください。3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目療養給付費等負担金2,050万9,000円の減額は、29年度交付額の決定に伴うものであります。

7ページをごらんください。2項国庫補助金、1目財政調整交付金8,307万4,000円の減額は、29年

度交付額の決定に伴う 1 節普通調整交付金 1,230 万 7,000 円の減、2 節特別調整交付金 7,076 万 7,000 円の減によるものであります。

4 款 1 項 1 目療養給付費等交付金 1,002 万 3,000 円の減額は、社会保険診療報酬支払基金からの交付決定によるものであります。

8 ページをごらんください。6 款県支出金、2 項県補助金、1 目財政調整交付金 4,082 万 5,000 円の増額は、29 年度交付額の決定に伴うものであります。

7 款 1 項 1 目共同事業交付金 1,094 万円の減額、2 目保険財政共同安定化事業交付金 1 億 3,261 万円の減額は、岩手県国民健康保険団体連合会からの交付決定によるものであります。

9 ページをごらんください。9 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金 964 万 9,000 円の減額は、国保事業に係る事務費及び出産育児一時金の確定見込みによるものであります。

次に歳出であります。12 ページをごらんください。2 款保険給付費、1 項療養諸費、1 目一般被保険者療養給付費 1 億 3,275 万円の減額、2 目退職被保険者等療養給付費 1,890 万 3,000 円の減額、2 項高額療養費、1 目一般被保険者高額療養費 2,437 万 8,000 円の減額は、支出額の確定見込みによるものであります。

13 ページをごらんください。4 項出産育児諸費、1 目出産育児一時金 1,008 万円の減額は、支出額の確定見込みによるものであります。

14 ページをごらんください。6 款 1 項共同事業拠出金、2 目保険財政共同安定化事業拠出金 5,700 万 6,000 円の減額は、岩手県国民健康保険団体連合会からの拠出額決定によるものであります。

16 ページをごらんください。8 款 1 項基金積立金、1 目財政調整基金費 2,999 万 9,000 円の増額は、国保事業財政調整基金積立金の確定見込みによるものであります。

17 ページの最終行をごらんください。以上のとおり、歳入歳出予算の総額からそれぞれ 2 億 2,933 万 8,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 28 億 9,143 万円としたものであります。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

歳入歳出全款の質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑なしと認めます。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これから議案第 41 号 平成 29 年度山田町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 3 号）

の専決処分に関し承認を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

異議なしと認めます。

よって、議案第41号は原案のとおり承認されました。

○

○議長(昆 暉雄)

日程第12、議案第42号 平成29年度山田町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)の専決処分に関し承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。町民課長。

○町民課長(川守田正人)

議案第42号 平成29年度山田町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)の専決処分に関し承認を求めることについて、ご説明いたします。

今回の補正は、平成29年度予算の最終的な調整を目的としたもので、歳入歳出予算の総額からそれぞれ264万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億6,678万4,000円とするもので、地方自治法第179条第1項の規定により、平成30年3月27日に専決処分したものであります。

それでは、事項別明細書により主なものについてご説明いたします。5ページをごらんください。歳入であります。1款1項後期高齢者医療保険料、1目特別徴収保険料154万4,000円の減額、2目普通徴収保険料134万8,000円の増額は、保険料の収入額を見積もったものであります。

3款繰入金、1項一般会計繰入金、2目保健基盤安定繰入金198万1,000円の減額は、繰入金の確定見込みによるものであります。

次に歳出であります。9ページをごらんください。2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金229万1,000円の減額は、納付金の確定見込みによるものであります。

11ページの最終行をごらんください。以上のとおり、歳入歳出予算の総額からそれぞれ264万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億6,678万4,000円としたものであります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長(昆 暉雄)

歳入歳出全款の質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

質疑なしと認めます。

討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (昆 暉雄)

討論なしと認めます。

これから議案第 42 号 平成 29 年度山田町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号) の専決処分  
に関し承認を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (昆 暉雄)

異議なしと認めます。

よって、議案第 42 号は原案のとおり承認されました。

昼食のため休憩をいたします。

午前 11 時 56 分休憩

午後 1 時 00 分再開

○議長 (昆 暉雄)

会議を再開いたします。

休憩前に引き続き議案審議を行います。

○

○議長 (昆 暉雄)

日程第 13、議案第 43 号 平成 29 年度山田町介護保険特別会計 (事業勘定) 補正予算 (第 4 号) の  
専決処分に関し承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。長寿福祉課長。

○長寿福祉課長 (菊池ひろみ)

議案第 43 号 平成 29 年度山田町介護保険特別会計 (事業勘定) 補正予算 (第 4 号) の専決処分  
に関し承認を求めることについて、ご説明いたします。

今回の補正は、平成 29 年度予算の最終的な調整を目的としたもので、歳入歳出予算の総額から  
それぞれ 1,738 万 8,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 18 億 2,879 万 1,000 円とする  
もので、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、平成 30 年 3 月 27 日に専決処分した  
ものであります。

それでは、事項別明細書により主なものについてご説明いたします。5 ページを  
ごらんください。歳入であります。3 款国庫支出金、2 項国庫補助金、1 目調整交付金  
508 万 4,000 円の増額は、交付額の確定によるものであります。

4 款 1 項支払基金交付金、2 目地域支援事業交付金 58 万 6,000 円の減額は、  
交付額の確定によるものであります。

5 款県支出金、2 項県補助金、1 目地域支援事業交付金 (総合事業) 34 万 9,000 円、  
2 目地域支援

事業交付金（包括的支援・任意）97万円の減額は、交付額の確定によるものであります。

6ページをごらんください。6款繰入金、1項一般会計繰入金、1目介護給付費繰入金 1,811万3,000円の減額は、介護給付費の確定見込みによるものであります。

2目地域支援事業繰入金（総合事業）34万9,000円の減額、3目地域支援事業繰入金（包括的支援・任意）97万円の減額は、事業費の確定見込みによるものであります。

5目その他一般会計繰入金 105万5,000円の減額は、事務費の確定見込みによるものであります。次に歳出であります。7ページをごらんください。1款総務費、3項介護認定審査会費、1目認定調査等費 70万2,000円の減額は、認定調査に係る事業費の確定見込みによるものであります。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目介護サービス給付費 2,236万8,000円の減額は、居宅介護サービス給付費の支出額の確定見込みによるものであります。

8ページをごらんください。4款1項基金積立金、1目財政調整基金積立金 1,000万円の増額は、第7期介護保険事業における同基金を充当し、運営していくために積み立てるものであります。これにより同基金の29年度末現在高は、1億33万5,000円となります。

5款地域支援事業費、1項1目介護予防・生活支援サービス事業費 106万9,000円の減額は、訪問型サービス委託料等、事業費の支出額の確定見込みによるものであります。

次のページをごらんください。3項包括的支援事業・任意事業費、6目任意事業費 175万7,000円の減額は、成年後見制度利用支援助成金等、任意事業に係る支出額の確定見込みによるものであります。

10ページの最終行をごらんください。以上のとおり、歳入歳出予算の総額からそれぞれ 1,738万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 18億2,879万1,000円としたものであります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

歳入歳出全款の質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑なしと認めます。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これから議案第43号 平成29年度山田町介護保険特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）の専決処分に関し承認を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (昆 暉雄)

異議なしと認めます。

よって、議案第 43 号は原案のとおり承認されました。

○

○議長 (昆 暉雄)

日程第 14、議案第 44 号 平成 29 年度山田町漁業集落排水処理事業特別会計補正予算 (第 4 号) の専決処分に関し承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長 (後藤清悦)

議案第 44 号 平成 29 年度山田町漁業集落排水処理事業特別会計補正予算 (第 4 号) の専決処分に関し承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

今回の補正は、平成 29 年度予算の最終的な調整を目的として歳入歳出予算の総額からそれぞれ 156 万 1,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 1 億 4,214 万円とするもので、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、平成 30 年 3 月 27 日に専決処分したものです。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により主なものをご説明申し上げますので、5 ページをごらんください。歳入です。2 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金は 156 万 1,000 円の減で、経営経常費の減額に伴うものです。

次に歳出です。7 ページをごらんください。1 款 1 項経営経常費、2 目大浦排水処理区事業管理費は 37 万 6,000 円の減で、管渠点検清掃委託料などの年度末における所要額の確定見込みによるものです。

3 目大沢排水処理区事業管理費は 42 万 3,000 円の減で、管渠点検清掃委託料などの年度末における所要額の確定見込みによるものです。

4 目整備事業費は 70 万円の減で、公共ます設置工事費の確定見込みによるものです。

最終行をごらんください。以上のとおり、今回の補正は、歳入歳出予算からそれぞれ 156 万 1,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 1 億 4,214 万円としたものです。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 (昆 暉雄)

歳入歳出全款の質疑を許します。7 番。

○7 番尾形英明議員

歳出の公共ますの設置工事の減額の主な理由は何でしょうか。

○議長 (昆 暉雄)

上下水道課長。

○上下水道課長（後藤清悦）

公共ます設置工事費について、ご説明申し上げます。こちらはすでに管渠工事を施工した区域で、その施工時に公共ますを設置していない土地に対して、下水道に接続をしたいという申し出があったときに公共ますを設置する工事でございます。当初、こちらの事業として、150万円を計上しておりました。当初は1カ所10万円で15カ所ということでしたが、実績は76万2,480円、大沢5カ所、大浦3カ所、計8カ所と箇所数が減ったことによって減額となったというものでございます。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

7番。

○7番尾形英明議員

箇所数が減ったためにこうなったのはそのとおりだと思うのですが、結果的に普及率そのぐらいだということなのですか。それとも今後、絶対につける形がないということなのですか。

○議長（昆 暉雄）

上下水道課長。

○上下水道課長（後藤清悦）

こちらのほうは、基本的には宅地等、うちがあるところに関しましては公共ますを管渠工事のときに設置をするわけでございますけれども、その管渠工事のときに宅地になっていなかったり、農地だったりして公共ますを設置しなかったところ、こちらのほうにつきまして、下水道のほうに接続したいというときに公共ますが設置されていないところに改めて設置するというところでございまして、今後とも管渠があって公共ますがないようなところに関しては、このような形で事業を進めていくということになります。

○議長（昆 暉雄）

質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これから議案第44号 平成29年度山田町漁業集落排水処理事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分に関し承認を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、議案第 44 号は原案のとおり承認されました。

○

○議長（昆 暉雄）

日程第 15、議案第 45 号 平成 29 年度山田町公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）の専決処分に関し承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（後藤清悦）

議案第 45 号 平成 29 年度山田町公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）の専決処分に関し承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

今回の補正は、平成 29 年度予算の最終的な調整を目的として歳入歳出予算の総額からそれぞれ 447 万 1,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 3 億 9,644 万 9,000 円とするもので、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、平成 30 年 3 月 27 日に専決処分したものです。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により主なものをご説明申し上げますので、5 ページをごらんください。歳入です。3 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金は 447 万 1,000 円の減で、下水道管理費の減額に伴うものです。

次に歳出です。7 ページをごらんください。1 款 1 項下水道管理費、2 目事業管理費は 367 万 1,000 円の減で、光熱水費などの年度末における所要額の確定見込みによるものです。

3 目整備事業費は 80 万円の減で、公共ます設置工事費の確定見込みによるものです。

最終行をごらんください。以上のとおり、歳入歳出予算からそれぞれ 447 万 1,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 3 億 9,644 万 9,000 円としたものです。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（昆 暉雄）

歳入歳出全款の質疑を許します。11 番。

○11 番菊地光明議員

質問ではないのですが、公共下水道の組み立てで漁業集落の場合は、大浦処理区、大沢処理区と項目が入ってくるので、公共下水道も船越処理区と山田処理区のように分けて説明するようなことは今後できないのでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

上下水道課長。

○上下水道課長（後藤清悦）

ちょっと検討したこともございませんので、勉強をさせていただきます。

○議長（昆 暉雄）

11 番ご了解賜ります。

ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

質疑を終わります。

討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

討論なしと認めます。

これから議案第45号 平成29年度山田町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)の専決処分  
に関し承認を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

異議なしと認めます。

よって、議案第45号は原案のとおり承認されました。

○

○議長(昆 暉雄)

以上で本日の日程は全て終了しましたので、これをもって閉会といたします。

午後1時17分閉会